# 独立役員届出書

#### 1. 基本情報

会社名	日総工産株式会社 コード 6								
提出日		2020/6/10	異動(予定)日		2020/6	/24			
独立役員届出書の 提出理由 2020年6月24日開催予定の定時株主総会に社外取締役及び社外監査役 議案が付議されるため									
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

#### 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員		役員の属性(※2・3)									異動内容	本人の 同意			
			<u> </u>	а	b	С	d	е	f	b	h	i	j	k	-	該当なし	大利門台	同意
1	門澤 慎	社外取締役	0													0		有
2	大野 美樹	社外取締役	0													0	新任	有
3	石田 章	社外監査役	0							Δ								有
4	長谷川 隆太	社外監査役	0													0		有
5	坂野 英雄	社外監査役	0			·	·						Δ				新任	有

### 3 独立役員の居性・選任理由の説明

<u>3.</u>	<u>独立役員の属性・選任埋由の説明</u>	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	門澤慎氏は、公認会計士としての見識と経験が豊富であり、2017年6月に当社社外取締役に就任しております。その専門的な知識・経験に基づき客観的かつ中立的な見地から、経営全般の監督機能を果たしていることから、引き続き社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任しております。
2	該当事項はありません。	大野美樹氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての見識と経験が豊富であり、主に弁護士としての専門的見地から発言をし、経営全般の監督機能を果たしていただけるものと判断し、新任の社外取締役に選任します。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任します。
3	石田章氏は、2002年まで、当社の主要な取引先である㈱三菱銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)の業務執行者でした。	石田章氏は、金融機関及び他社における監査役の経験と見識が豊富であり、2016年6月に社外監査役に就任しております。その経験・知識に基づき客観的かつ中立的な見地から、監査機能を果たしていることから、社外監査役に選任しております。同氏は、当社の主要な取引先である㈱三菱UFJ銀行の前身である㈱三菱銀行において2002年まで業務を執行しておりましたが、出身会社を退職してから相当な期間が経過し、出身会社の意向に影響される立場にないと判断しております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任しております。
4	該当事項はありません。	長谷川隆太氏は、金融機関及び他社における経験と見識が豊富であり、2017年6月に 社外監査役に就任しております。その経験・知識に基づき客観的かつ中立的な見地から、監査機能を果たしていることから、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じる おそれがないため、独立役員に選任しております。
5	坂野英雄氏は、2005年まで、当社の会計監査人である新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人)の業務執行者でした。	坂野英雄氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての見識と経験が豊富であり、その専門的な知識・経験に基づき客観的かつ中立的な見地から、経営全般の監督機能を果たしていただけるものと判断し、新任の社外監査役に選任します。同氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の前身である新日本監査法人において2005年まで業務を執行しておりましたが、同監査法人を退職してから相当な期間が経過し、同監査法人の意向に影響される立場にないと判断しております。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に選任します。

## 4. 補足説明

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
  - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者 b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 1. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ) 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。 ※4 a~ | のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。